**平成２１年（フ）第２３４号**
大津市石山寺３丁目26番14号
破産者　東野　正喜
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第８９号**
愛媛県大洲市高山乙51番地５
破産者　谷内　邦夫
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

**平成２０年（フ）第８２５号**
長崎県西海市西彼町白似田郷1766番地３
破産者　田中　　誠
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第７８１号**
熊本県熊本市八王寺町22番13号
破産者　黒岩　菊芳
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１４５号**
熊本県熊本市東町３丁目５番１―32号
破産者　菊永　憲秀
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第８４８号**
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目10番15号　芦谷の杜303号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市下新田221番地の６
破産者　井上　喜一
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２０年（フ）第９７号**
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目８番Ｓ―304号
破産者　大久保清丸
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第１９２号**
神奈川県小田原市飯泉43番地の６
破産者　長田　真生
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２０年（フ）第４０７号**
神奈川県相模原市上鶴間２丁目６番22号
破産者　上島　昭弘
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２０年（フ）第５３７号**
神奈川県相模原市並木４丁目12番10号
破産者　立花　清美
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２０年（フ）第１５３３号**
福岡県福津市津屋崎８丁目15番13号、開始決定時の住所北九州市八幡西区千代２丁目４番17号
破産者　渡邊　淳一
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２０年（フ）第２７３号**
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙714番地10
破産者　南　　茂
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２０年（フ）第６４号**
秋田県山本郡八峰町峰浜石川字石川472番地
破産者　米森　伴宗
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２１年（フ）第４号**
秋田県山本郡藤里町矢坂字坂本19番地
破産者　福司　健二
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２０年（フ）第５１６号**
山形市元木２丁目11番６―302号　レジデンス元木、開始決定時住所山形市旅篭町１丁目１番30号
破産者　郷野　隆弘
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１８８号**
新潟市東区太平１丁目７番地４
破産者　小柳登美子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第６９１号**
石川県かほく市高松フ37番地
破産者　川端　正弘
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２０年（フ）第６２６号**
静岡市葵区横内町26番地の１
破産者　渋谷千登世
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部